

第十一回特別弔慰金 事務処理マニュアル

厚生労働省社会・援護局援護・業務課

(目 次)

第 1 章 特別弔慰金制度の概要	1
第 1 特別弔慰金	2
1 特別弔慰金の趣旨	2
2 特別弔慰金の支給	2
第 2 平成 27 年改正（令和 2 年 4 月施行）の特別弔慰金	3
1 改正の概要	3
2 第十一回特別弔慰金の概要	3
3 基準日＜令和 2 年 4 月 1 日＞	4
4 基本的な支給要件	4
5 第十回特別弔慰金からの主な変更点	6
第 3 公務扶助料等の年金給付の受給権者	11
1 公務扶助料等の年金給付	11
2 年金給付の対象者	13
第 2 章 特別弔慰金の支給対象	15
第 1 特別弔慰金の支給対象	16
1 特別弔慰金支給順位表	16
2 三親等内親族表	17
第 2 弔慰金受給権者への支給	18
1 弔慰金受給権者	18
2 援護法による弔慰金の支給順位表	20
3 弔慰金受給権者とみなされる者	22
4 戦没者等の身分、死因の公務性の確認方法	25
第 3 転給遺族への支給	29
1 転給遺族と転給事由	29
2 転給遺族の範囲と順位	32
第 4 遺族の要件	33
1 配偶者	33
2 子	39
3 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹	42
4 三親等内親族	48

第3章 特別弔慰金の請求	50
第1 請求・裁定事務手続の概要	51
1 特別弔慰金の請求・裁定等の事務手続（概要図）	51
第2 請求書の受付	52
第3 請求に必要な書類	55
1 提出書類の種類	55
2 提出書類一覧表	58
3 請求書（様式1）＜提出書類番号1＞	61
4 印鑑等届出書（様式2）＜提出書類番号2＞	62
5 現況申立書（様式3）＜提出書類番号3＞	67
6 戸籍書類	69
7 請求者の状況に応じて必要な書類＜提出書類番号10～14、18＞	74
第4 法定代理人・相続人・外国居住者からの請求	78
1 法定代理人からの請求	78
2 相続人からの請求	81
3 相続財産管理人からの請求	85
4 受遺者からの請求	86
5 外国居住者からの請求	86
6 法定代理人・相続人・外国居住者の請求書等の記入（整理表）	87
第5 順位変更申請	88
1 順位変更申請	88
2 順位変更申請の手続	90
第6 時効と時効失権防止対策	91
1 時効	91
2 時効失権防止対策	92
第4章 特別弔慰金の裁定	93
第1 審査・裁定事務	94
1 審査・裁定の基本的手順	94
2 請求書類の受付・点検処理	94
3 システム入力時の注意事項	95
4 裁定機関への進達	98
5 審査・裁定	99

第2 裁定処理（通知と報告）	107
1 可決裁定	107
2 却下裁定	107
3 その他	109
第3 審査請求・処分の取消しの訴え	110
1 審査請求	110
2 処分の取消しの訴え	111
第5章 裁定後の事務処理	112
第1 国債の交付	113
1 国債交付の手順	113
2 国債を交付する際の留意点	114
第2 裁定取消とエラーの補正処理	116
1 裁定確定処理後の対応	117
2 裁定取消に伴う事後処理	119
第6章 国債受領後の諸手続	123
第1 償還金の受領	124
1 償還金の受領	124
2 各種変更手続	125
第2 国債の譲渡と担保権の設定	129
1 特別買上償還	129
2 担保貸付	130
第3 償還金の返還免除	132
1 償還金の返還免除	132
2 返還免除に関する手続	132
付録	133
事例集	134
様式集	143
索引	144

第1章 特別弔慰金制度の概要

第1 特別弔慰金

1 特別弔慰金の趣旨

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）（以下「特弔法」といいます。）に基づき支給されるものです。

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（以下「基準日」といいます。）において恩給法（大正11年法律第48号）による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）（以下「援護法」といいます。）による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する遺族（以下「年金給付の受給権者」といいます。）がない場合に、先順位の遺族1名に対して特別弔慰金を受ける権利の裁定がなされます。

（その方と同順位の者がある場合は、その裁定をもって全員に対してしたものとみなされます。）

2 特別弔慰金の支給

原則として特別弔慰金は戦後何十周年といった機会をとらえて支給されますが、このほか、この節目と節目の間に年金給付の受給権者が死亡したこと等により、基準日に年金給付の受給権者がいない場合に、特例的な特別弔慰金が、昭和47年、昭和54年、平成元年、平成11年及び平成21年に支給されています。

特別弔慰金は「記名国債」をもって支給されます。

各国債の名称、額面及び償還期間は下図のとおりです。

戦後20周年 戦後30周年 戦後40周年 戦後50周年 戦後60周年 戦後70周年

額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債 基準日S40.4.1	額面20万円 10年償還 第二回特別弔慰金国債 基準日S50.4.1	額面30万円 10年償還 第四回特別弔慰金国債 基準日S60.4.1	額面40万円 10年償還 第六回特別弔慰金国債 基準日H7.4.1	額面40万円 10年償還 第八回特別弔慰金国債 基準日H17.4.1	額面25万円 5年償還 第十回特別弔慰金国債 基準日H27.4.1	額面25万円 5年償還 第十一回特別弔慰金国債 基準日R2.4.1
S40創設	S50	S60	H7	H17	H27	R2
S47	S54	H元	H11	H21		
額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債に号 基準日S47.4.1	額面12万円 6年償還 第三回特別弔慰金国債 基準日S54.4.1	額面18万円 6年償還 第五回特別弔慰金国債 基準日H元.4.1	額面24万円 6年償還 第七回特別弔慰金国債 基準日H11.4.1	額面24万円 6年償還 第九回特別弔慰金国債 基準日H21.4.1		

第2 平成27年改正(令和2年4月施行) の特別弔慰金

1 改正の概要

平成27年の特弔法の改正において、戦後70周年に当たり、改めて、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国は戦没者等を忘れないという証である特別弔慰金を継続支給することとし、その内容については、戦没者等の遺族に一層の弔慰の意を表すため、その償還額を年5万円に増額するとともに、弔慰の意を表す機会を増やすため、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとしています。

2 第十一回特別弔慰金の概要

平成27年の特弔法の改正においては、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することから、新たな基準日を平成27年4月1日及び令和2年4月1日と定めています。ここでは、令和2年4月1日を基準日とする第十一回特別弔慰金について説明します。なお、平成27年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、「第十回特別弔慰金事務処理マニュアル」を参照してください。

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日を新たな基準日とし、同日において年金給付の受給権者がいない場合に、先順位の遺族1名に特別弔慰金を支給します。

(1) 国債の名称・額面

名称	第十一回特別弔慰金国庫債券「い号」
額面	25万円（5年償還の記名国債）

(2) 請求期間

請求期間は、令和2年4月1日～令和5年3月31日です。

※請求期間は改正法の施行日である令和2年4月1日から3年間です。

請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅するので、時効による失権者が生じないように注意してください。

(3) 請求書の受付機関

請求書の受付機関は、請求者の居住地を管轄する市区町村です。

なお、請求者が外国に居住している場合は、請求手続、国債の受領及び償還金の受領を委任された代理人の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

また、法定代理人又は相続人による請求の場合は、これらの者の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

3 基準日<令和2年4月1日>

第十一回特別弔慰金は、令和2年4月1日の時点に着目して支給されます。

言い換えれば、戦没者等の遺族が第十一回特別弔慰金を受けるために必要な諸要件を満たしているかどうかといった判定は、この日を基準にして行われます。

この判定の基準となる令和2年4月1日のことを「基準日」と言います。

4 基本的な支給要件

特別弔慰金の基本的な支給要件は次のとおりです。

① 基準日より前（令和2年3月31日まで）に、軍人、軍属、準軍属が公務上又は勤務に関連して死亡していること。

② 基準日（令和2年4月1日）に、その戦没者等の死亡に関し、公務扶助料等の年金給付の受給権を有する者が遺族の中に一人もいないこと。

この要件に当てはまるケースとしては、これらの給付を受けることができる範囲内の遺族が元々一人もいない場合と、以前はいたが基準日の前日までに年金給付の受給権者が死亡等により失権している場合の二通りがあります。

③ 基準日（令和2年4月1日）までに、援護法の弔慰金の受給権を取得していること。

ただし、基準日までにこの弔慰金の受給権を取得した遺族が死亡等している場合には、特別弔慰金は他の遺族に支給されます。（P16 参照）

問1 特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は墓守料と聞きましたが、違うのでしょうか。

答

特別弔慰金は、国が戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表すために支給するものです。墓守料、線香代、お花代等として支給するものではありません。

問2 基準日の境界

「基準日において」といった要件が出てきますが、例えば令和2年4月1日に亡くなられた弔慰金受給権者は、「基準日において死亡していた」ということになるのでしょうか。

答

この問題は、基準日を「令和2年4月1日の午前0時」と置き換えて考えると分かりやすいです。

「基準日において死亡しているとき」とは、令和2年3月31日の午後12時までに亡くなられた場合を意味します。翌日の4月1日に亡くなられたのであれば、「基準日に生存していた」ということになります。

同様に、令和2年3月31日に日本国籍を失った方は、「基準日において日本国籍を有していない」ということになりますが、翌日の4月1日に日本国籍を失った方は、「基準日において日本国籍を有していた」ということになります。

5 第十回特別弔慰金からの主な変更点

(1) 同意書及び同意書を提出することができない旨の申立書の廃止

特別弔慰金は複数の遺族（例えば兄弟姉妹）が同順位者として権利を取得することがあります。

そこで、法律では、遺族のうち一人が行った特別弔慰金の請求は、同順位の権利者全員のためにしたものとみなし、また、その者に対して行った権利の裁定は全員に対してしたものとみなすと定められています。〈特弔法第6条・7条〉

つまり、同順位者の遺族は一人の代表となる者を選び、この代表遺族が特別弔慰金の請求を行うことが望ましいということになります。

そのため、これまで、請求者に同順位者がいる場合は同順位者間で調整を行っていただく目的で、「請求同意書」又は「請求同意書を提出することができない旨の申立書」の提出を求めていましたが、遺族の高齢化に鑑み、これらの書類を廃止し、請求手続の簡素化を図ることとしました。

ただし、同順位者がいる場合は、引き続き同順位者間で調整を行っていただくのが望ましいことから、請求書の様式を改正し、請求者が全ての同順位者を代表して請求することを明記しました。

また、同順位者は同じ権利を持っており、そのうちの一人が代表して請求し、権利の裁定を受けた場合、他の同順位者にも各々の持分があることから、他の同順位者から持分を主張された場合は、請求者が責任を持って調整を行うことや、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることも併せて請求書に明記しています。

問3 複数の同順位者からの請求

同順位である複数の遺族から請求書が提出されました。どう取り扱ったらよいのでしょうか。

答

基準日時点で要件を満たしている数人の遺族からそれぞれ特別弔慰金の請求がなされた場合は、特別弔慰金を複数の遺族に支給することはできません。そこで、このような場合には裁定を一時保留し、2～3週間程度の期限を設けて、遺族間で話し合いをして代表遺族を決めるよう求めてください。期限が経過しても、代表遺族が決まらない場合は、再度、3ヶ月程度の期間を設けて督促してください。それでも遺族間における話し合いがつかないような場合には、やむを得ないことですが、原則、市区町村における受付日（郵送の場合は市区町村への到達日）が早い先行請求を可決裁定し、その他の請求（後行請求）については、他の同順位者に既に裁定済であるとして却下裁定してください。

この場合の後行請求の却下処分は、先行請求者に対する国債の交付後（可決裁定通知書の交付後）に行うこととし、国債交付日の確認は、書面により裁定県から居住地市区町村に対して直接行ってください。

なお、受付日が同日の場合は、上記と同様に2～3週間程度の期限を設けて話し合いを求め、再度、3ヶ月程度の期間を設けて督促しても代表遺族が決まらない場合は、管理停止の処理を行ってください。

また、先行請求について記載漏れや添付書類の不足等の不備があり、裁定県において、2～3週間程度の期限を付して補正を求めても回答がない場合は、必要書類の不備を理由に却下処分となることもあり得ることを説明し、再度、1ヶ月程度の期間を設けて督促してください。それでも、請求者から何ら回答がなく、不適法な請求となる場合には、先行請求について却下裁定することはやむを得ません。その場合は、適法な後行請求を可決裁定してください。

問4 市区町村で先に受付されていた請求書が後日届いた場合

ある遺族からの請求について可決裁定後、同順位である別の遺族からの請求書が裁定都道府県に届きました。後から届いた請求書のほうが、可決裁定した請求書よりも市区町村の受付日が早かったのですが、どのように処理したら良いでしょうか。

答

同順位者からの重複請求については、問3の答にあるとおり、裁定を一時保留し、期限を付して遺族間で話し合いをして代表遺族を決めるよう求めますが、話し合いがつかない場合は市区町村における受付日が早い請求を可決裁定することとなります。

設問のケースについても、まずは両者に話し合いを求めますが、期限までに話し合いがつかない場合は、既に可決裁定した請求を取り消して却下裁定を行い、後から届いた請求について可決裁定を行ってください。

なお、このような事態を招くことのないよう、市区町村においては、受け付けた請求書類は速やかに居住地都道府県に送付し、居住地都道府県においては、速やかに援護システムでの受付処理を行ってください。

※ 重複請求とは、基準日時点で要件を満たしている請求が複数ある場合をいいます。

問5 同順位者と調整せずに請求した場合の取扱い

遺族の方から、「同順位者の同意を得ずに、勝手に請求して裁定された者がいる。代表者ではないので、取り消して欲しい。」との相談がありました。請求書には「全ての同順位者を代表して請求します」と書かれてありますが、同順位者と調整をせずに請求してきたことが判明した場合、裁定は取り消すべきでしょうか。

答

従来からの取扱いとして、同順位者がいる場合は、できる限り遺族間で調整を行い、代表者を決めた上で請求するのが、無用なトラブル等を避ける上でも望ましいこととしていますが、特用法においては、同順位者の同意を得ることが請求や裁定を受ける上での要件とはなっていないことから、先行請求に対する可決裁定を取り消すことは適当ではありません。

なお、特用法第6条により、権利を有する者が数人ある場合は、その一人のした請求は全員のためにその全額につきしたものとみなされるため、先行請求を行った者の同順位者には各々の持分があること（民法第427条）、また、先行請求を行った者は、請求に当たり、「他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行う」ことを承諾していることから、先行請求を行った者とよく話し合ってください。

（参考）

民法（明治29年法律第89号）（抄）

第427条 数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

問6 請求者の氏名及び連絡先の教示について

請求書に「本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます」と書かれていますが、どのような場合にどこから教示するのでしょうか。

答

複数の同順位の遺族から重複請求があった場合は、従来から、裁定を一時保留し、双方の請求者の氏名と連絡先を教示し、代表遺族を決めるよう請求者間での話し合いを促す取り扱いとしています。今回、請求書の様式を見直し、重複請求があった場合には、請求者の氏名と連絡先を教示することについて、予め本人の同意を得るとともに、請求書により取得する情報の利用目的として明確に位置づけました。

具体的には、重複請求があった場合は、請求者間での話し合いを促すために、裁定都道府県から双方の氏名、住所及び電話番号を教示するとともに、重複請求による却下通知書に可決裁定者の氏名を記載してください。

また、上述の重複請求があった場合における調整の機会がなかった後行（先行）請求者から、先行（後行）請求者に対して持分を請求（分配）する等の理由により、先行（後行）請求者の氏名、住所及び電話番号の照会があった場合については、以下の項目を書面に記し、裁定都道府県宛てに照会するよう案内してください。裁定都道府県が不明の場合は、居住地県に電話で確認するよう、併せて案内してください。なお、回答方法は、特別弔慰金請求書に記載された照会者（請求者）の住所宛てに文書で送付することも併せて説明してください。

（記載を求める項目）

- ・戦没者等の氏名、生年月日、除籍時の本籍等、死亡年月日
 - ・照会者の氏名、生年月日、戦没者等との続柄、住所、電話番号
- ※戦没者等の項目は、分かる範囲で記載を求めてください。

なお、請求者の氏名及び連絡先の教示は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に限られます。特別弔慰金の請求等を行っていない場合は、請求者と同順位の遺族であることの確認ができないため、教示はできません。

問7 他の同順位者に連絡先の教示を望まない場合

請求者から、他の同順位者には連絡先を教えないでほしいと相談がありました。どのように対応すればいいのか教えてください。

答

特弔法第6条により、請求者（権利者）に同順位者がいた場合、その請求は全員のためにその全額につきしたものとみなされ、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなされることから、裁定を受けなかった同順位者も基準日時点で特別弔慰金を受ける権利を有していることに変わりはなく、その持分は裁定を受けた者と同等です（民法第427条）。

そのため、裁定を受けた場合に、他の同順位者から持分を主張された場合は請求者が責任を持って調整を行うこと、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることを承諾の上、特別弔慰金を請求するよう、様式を定めています。

したがって、請求者が、諸般の事情により、他の同順位者に自分の連絡先の教示を望まない場合は、委任状により代理人を立てた上で請求を行うよう説明してください。

請求者からの委任を受けた代理人（受任者）は、他の同順位者から連絡先の教示を求められた場合は、自らの連絡先が教示され、請求者に代わって同順位者間の調整等を行うこととなります。委任状が提出されている請求者について、他の同順位者から連絡先の教示を求められた場合は、裁定都道府県は、請求者（委任者）の氏名並びに代理人（受任者）の氏名、住所及び電話番号を教示してください。

(2) 請求書の個人番号欄削除

第十回特別弔慰金では、戸籍法等他制度との連携により、請求者の負担軽減に資する可能性があったことから、個人番号の記載を求めていました。しかし、戸籍法等他制度との個人番号の連携状況等を踏まえると、現時点では個人番号の記載を求める必要性はなく、また、請求者の負担軽減にも資することから、第十一回特別弔慰金においては、個人番号の記載を求めないこととしました。

なお、今後、他制度との情報連携によって、請求者の負担軽減につながるものが想定される場合は、再度個人番号の記載を求める可能性もありますので、ご留意願います。

(3) 請求者が請求後に死亡し、相続人がいる場合の確認書類

請求者が請求後に死亡し、相続人が被相続人（請求者）の請求権を承継する意思がある場合は、民法第 898 条及び同第 251 条に鑑み、相続人が被相続人の特別弔慰金の請求権を包括して承継する者であることを確認するために、戸籍のほか、遺言書、遺産分割協議書等（いずれも原本）の提出を求めてください。（P142 参照）

（参考） 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

第 251 条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

第 898 条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第3 公務扶助料等の年金給付の受給権者

特別弔慰金を受給するためには、基準日（令和2年4月1日）に公務扶助料等の年金給付の受給権を有する者が遺族の中に一人もいないことが要件となります（特弔法第3条）。

この確認は、現況申立書の記載等をもとに、戸籍書類及び都道府県の保管資料により行います。

なお、年金受給者の失権が平成27年4月1日から令和2年3月31日の間の場合は、国から令和2年5月頃に送付予定の「公務扶助料等失権者リスト」及び戸籍書類により確認します。

1 公務扶助料等の年金給付

特弔法第3条において対象としている公務扶助料等の年金給付とは、その死亡が公務又は勤務関連であることから支給される年金給付のことであり、例えば、戦時中の受傷とは全く関連のない病気で死亡した場合に支給される年金給付は、対象とはなりません。

「対象となる年金給付の種類」及び「対象外の年金給付の種類」については、以下のとおりです。

	対象となる年金給付の種類	対象外の年金給付の種類
恩給法	公務扶助料（証書記号：りに、かに） 特例扶助料（証書記号：りと、かと）	増加非公死扶助料（証書記号：りほ、かほ） 傷病者遺族特別年金（証書記号：りり、かり） 普通扶助料※（証書記号：りは、かは） ※死亡が公務又は勤務関連であることによる援護法の遺族年金を併給している場合は、対象となります。
	◆ 以下の公務扶助料についても対象となる場合があります。 ・文官公務扶助料（証書記号：ふに） ・教育職員公務扶助料（証書記号：きに） ・警察監獄職員公務扶助料（証書記号：けに）	

	対象となる年金給付の種類	対象外の年金給付の種類
援護法	遺族年金（給イ）・遺族給与金（給ウ）のうち、公病死であるもの。 公務 勤務関連 職務関連	遺族年金（給イ）・遺族給与金（給ウ）のうち、平病死又は併発死のもの。 平病公重・平病公軽 平病勤重・平病勤軽 公務併発・勤務併発
	<ul style="list-style-type: none"> ・死因については、援護年金受給者台帳上の表記に合わせています。 ・年金の名称や証書記号からは特別弔慰金の対象かどうか判断ができないので、<u>援護年金受給者台帳による確認が必要です。</u> ・援護年金受給者台帳は、援護システムで確認できます。 	
旧令共済組合 殉職年金 （※1）	証書記号（陸軍）Q52-11、（海軍）Q52-12 公務傷病による死亡を支給事由とするもの のうち、陸海軍のうち次の身分のもの。 ・有給の嘱託員 ・雇員 ・傭人 ・工員 ・鉱員	陸海軍と雇用関係になかった者 公務傷病以外の死亡
各省の 共済組 合の殉 職年金 （※2）	以下の全ての条件を満たすもの ・逋信省、鉄道省等の有給の雇員、傭人等 それらの身分を保有したまま陸海軍に配 属 ・中国、東南アジア、太平洋上の島々等の 戦地において勤務中に受傷り病 ・公務傷病による死亡を支給事由とする	陸海軍に配属されなかった者 公務傷病以外の死亡

（※1）旧令共済組合殉職年金は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（昭和25年法律第256号）により、国家公務員共済組合連合会から支給。

（※2）これらの殉職年金は、逋信共済組合、国有鉄道共済組合の権利義務を承継した逋政省共済組合、日本逋信逋話共済組合（旧日本逋信逋話公社共済組合）、又は日本鉄道共済組合から支給。

2 年金給付の対象者

これらの年金給付の支給の対象となる遺族は、制度によって多少の違いはありますが、一般的には、戦没者等の配偶者、未成年の子、父母、未成年の孫、祖父母といった遺族になります。

年金給付の受給権者となる遺族の範囲及び受給要件

恩給法	遺族の範囲	戦没者等の配偶者、子（20歳未満）、父母、祖父母
	受給要件	戦没者等と同一戸籍内にあること (戦没者等の死亡が昭和22年5月3日以後であるときは戦没者等と生計関係を有すること)
援護法	遺族の範囲	戦没者等の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）、子（18歳になる日を超えて到来する最初の3月31日まで）、父母、孫（子と同じ）、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、事実上の父母
	受給要件	戦没者等と生計関係を有すること

(注) 重度障害の子及び孫は、年齢制限を超えても年金給付が支給される場合があります。

問8 公務扶助料等の年金給付を請求中の場合

公務扶助料を請求中の遺族がありますが、現在未裁定です。この場合、特別弔慰金の取扱いはどうなりますか。

答

特別弔慰金は、令和2年4月1日前に公務扶助料等の年金給付の裁定が行われていない場合であっても、同日にこの権利を有する遺族が一人でもいる場合には支給されません。

本件の場合は、公務扶助料の裁定を待って特別弔慰金の処理を行うことになります。

なお、特別弔慰金の請求は令和5年3月31日までに行う必要がありますので、念のため、公務扶助料の裁定を待つことなく、現況申立書の請求中の遺族の欄にその旨付記した上で請求書を提出させ、時効により遺族が権利を失うことがないように注意する必要があります。

問9 公務扶助料等の年金給付が未請求で時効期間を経過している場合

公務扶助料等の年金給付の対象と思われる遺族がいるのですが、未請求です。弔慰金を受給した遺族はいます。年金給付に関しては既に時効が完成しているはずですので、特別弔慰金の請求者にこれを裁定してもよいですか。

答

次の年金については、時効期間を徒過した場合であっても、その期間内に請求しなかったことについて宥恕（ゆうじょ）すべき理由があると認められるものについては、年金等を支給することとされています。

- ・恩給法により支給される公務扶助料、特例扶助料等
- ・援護法により支給される遺族年金、遺族給与金

これらの年金等については、年金の請求を促す必要があり、この年金の裁定内容によって特別弔慰金の可決裁定又は却下裁定を行うこととなります。

なお、請求の相談者に対しては、特別弔慰金の支給要件を説明の上、念のため特別弔慰金の請求書の提出を促し、時効により遺族が権利を失うことがないように注意する必要があります。

★恩給については総務省政策統括官（恩給担当）の指導に従ってください。

この措置（時効宥恕措置）が採られたのは、恩給法による公務扶助料、特例扶助料等については昭和54年10月1日から、援護法による遺族年金及び遺族給与金については昭和55年1月1日からです。

年金の支給そのものは、市区町村長が請求書を受け付けた日から5年間遡及（そきゅう）するとどまります。仮に年金の支給の開始が基準日後であったとしても、年金給付の受給権がいつから発生するのかにより、特別弔慰金の受給権を判断することになります。

第2章 特別弔慰金の支給対象

第 1 特別弔慰金の支給対象

特別弔慰金の支給対象は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（以下「弔慰金受給権者」といいます。）となります。また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当するときは、「1 特別弔慰金支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族となります。

1 特別弔慰金支給順位表

順位	対 象 者	支 給 要 件	
1	弔慰金受給権者 （弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。） 弔慰金の支給順位についてはP20の表参照	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと	
2	転 給 遺 族	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡直前の養子縁組を除く） 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡直前の婚姻関係を除く）
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者	

【注意事項】

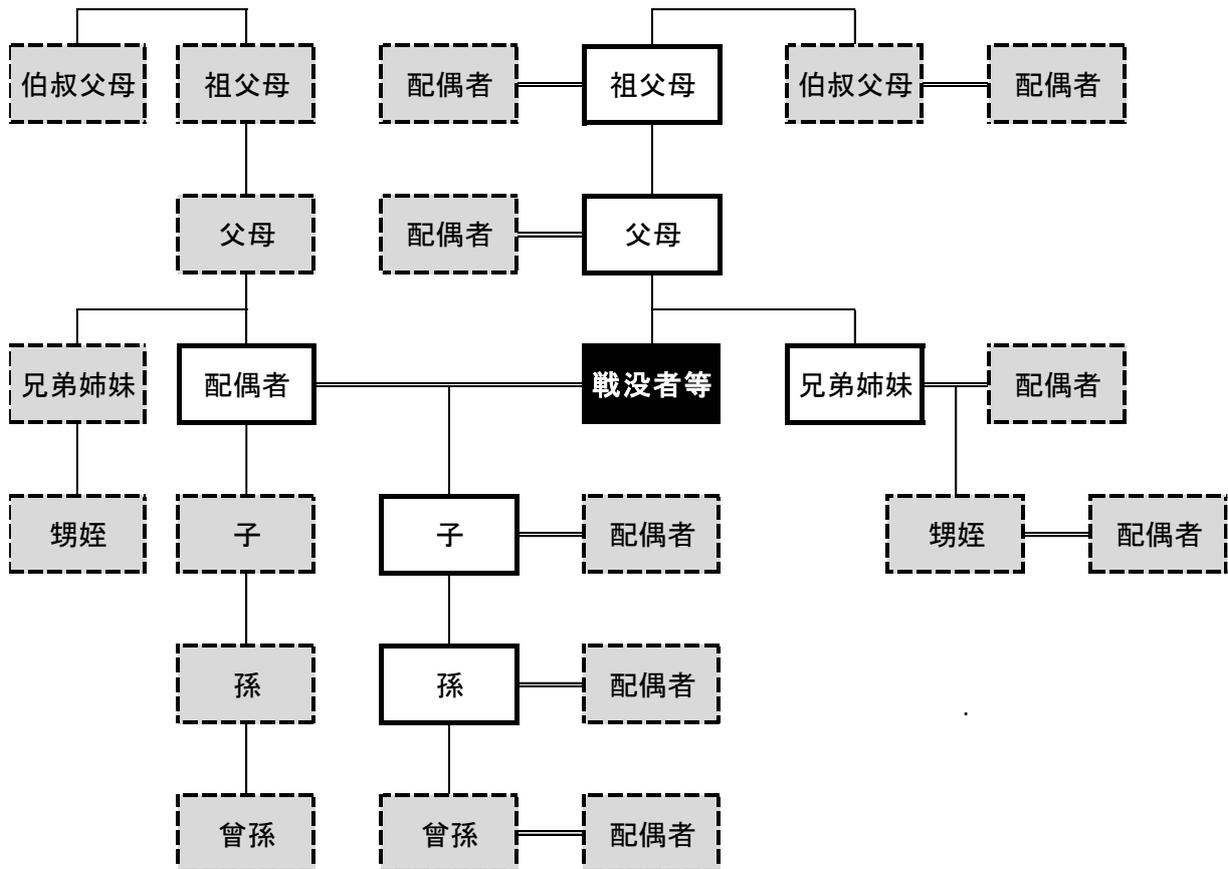
- 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。（援護法第35条第1項）
 - 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - 上記以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限る）

2 三親等内親族表

特別弔慰金の支給対象者について、図示すれば以下のとおりです。

三親等内親族表

■ は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。



第2 弔慰金受給権者への支給

1 弔慰金受給権者

特別弔慰金の先順位の遺族は、援護法による「弔慰金」の受給権を取得した遺族です。

(1) 弔慰金とは

「弔慰金」は、援護法に基づき、

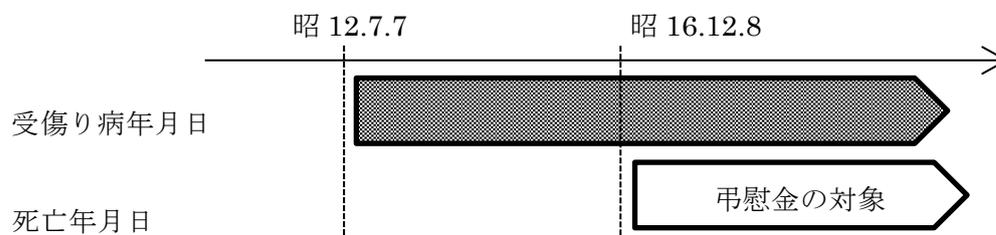
- ① 軍人、軍属、準軍属が、
- ② 昭和12年7月7日以後公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、
- ③ これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合に、
- ④ 弔慰金の権利取得日における弔慰金の支給順位の最先順位の遺族に対して、支給されます。(P20 参照)

弔慰金受給権者は一人とは限りません。戦没者等の子、兄弟姉妹等のように複数人が同順位者として弔慰金の受給権を取得している場合があります。

弔慰金受給権者には、額面5万円、3万円又は2万円の、10年償還の記名国債「遺族国庫債券」が支給されます。

(2) 弔慰金の権利取得日

- ① 制定当初の援護法により受給権を取得した者
昭和27年4月1日（戦没者等の死亡が同日後であるときは、死亡の日）。
- ② 援護法の改正各法により受給権を取得した者
当該各法の適用の日（戦没者等の死亡が同日後であるときは、死亡の日）。
（「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」参考資料P8～71参照）



(3) 死因の公務性

① 公務死亡

死因と公務傷病との相当因果関係が認められる場合で、主に戦地、事変地（いわゆる外地）での戦死、戦病死、戦傷死等がこれに当たります。

② 勤務関連死亡

死因と公務傷病との因果関係が顕著ではないが、死因が自己の責に帰することができない場合等で、主に準戦地、準事変地（いわゆる内地）での在職中の病死等がこれに当たります。

公務上又は勤務に関連して受傷り病しても、死因が当該傷病以外によるものであれば、平病死亡、併発死亡となり、弔慰金及び特別弔慰金の対象となりません。

【注意事項】

- ① 弔慰金の請求について却下処分がなされていても、その後に改正された援護法の適用により弔慰金の受給権を取得し、特別弔慰金の支給対象となる場合があるため、その点を確認して判断してください。
- ② 弔慰金の受給権を有していたが、時効により弔慰金が裁定されなかった者も「弔慰金受給権者」と認められます。
- ③ 弔慰金の受給権を有していると思われる遺族がまだ弔慰金の請求をしていないことが確認できた場合は、弔慰金の請求指導をすることになるため、厚生労働省社会・援護局援護・業務課審査室に相談してください。

2 援護法による弔慰金の支給順位表

(この表は特別弔慰金の支給順位ではありません。)

弔慰金の支給対象となる遺族の範囲は戦没者等の死亡当時における三親等内の親族で、最先順位の者が支給対象となります。

順位	対象者	支給要件
1	配偶者	戦没者等の死亡後、弔慰金の権利取得日までの間に次のすべての要件を満たしていることが必要です。 1 遺族以外の者の養子になっていないこと 2 遺族以外の者と戦没者等の氏を改める婚姻をしていないこと
2	子	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと (戦没者等の死亡当時、胎児であった子も含む)
3	父母	戦没者等と生計関係を有していた父母が先順位で、同順位者間では養父母が先順位
4	孫	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
5	祖父母	祖父母相互の間の順位については、父母の場合に準じる
6	兄弟姉妹	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
7	子	(第2順位から除かれた子)
8	孫	(第4順位から除かれた孫)
9	兄弟姉妹	(第6順位から除かれた兄弟姉妹)
10	配偶者	(第1順位から除かれた配偶者)
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行ったもの
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行わなかったもの
13	事実上の父母	「援護法の解説」P107, 108 参照

(参考) 弔慰金裁定通知書記号一覧表

1. 昭和62年4月1日(援護システム稼働)前

	陸軍	海軍				
		鎮守府				
		中央	横須賀	呉	佐世保	舞鶴
軍人・軍属	り○	か○	かよ○	かく○	かさ○	かま○
準軍属	そ○					

注：上記の○には本籍地を表す下記の漢字が入ります。

都道府県名	記号	都道府県名	記号	都道府県名	記号
北海道	北	山梨	梨	香川	香
青森	青	長野	長	愛媛	媛
岩手	岩	岐阜	岐	高知	高
宮城	城	静岡	静	福岡	福
秋田	秋	愛知	愛	佐賀	佐
山形	形	三重	三	長崎	崎
福島	島	滋賀	滋	熊本	熊
茨城	茨	京都	京	大分	分
栃木	栃	大阪	阪	宮崎	宮
群馬	群	兵庫	兵	鹿児島	鹿
埼玉	玉	奈良	奈	沖縄	沖
千葉	千	和歌山	和	樺太	樺
東京	東	鳥取	鳥	台湾	他
神奈川	神	島根	根	朝鮮	他
新潟	新	岡山	岡		
富山	富	広島	広		
石川	石	山口	山		
福井	井	徳島	徳		

2. 昭和62年4月1日(援護システム稼働)以後

厚弔慰 (所管県の区別はありません。)

3 弔慰金受給権者とみなされる者

援護法による弔慰金は、

- 昭和 12 年 7 月 7 日以後
- 公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、
- これにより昭和 16 年 12 月 8 日以後に死亡した者

を支給対象としています。

従って、次の（１）から（３）の遺族の場合には、戦没者等が傷病にかかった時期や死亡の時期がこの要件に合わないため、弔慰金の対象となっておりません。しかし、国としてこれらの戦没者等の遺族に弔慰の意を有していることには何ら変わりはありません。

そこで戦没者等が仮にこれらの要件を満たしさえすれば弔慰金の対象となったであろう者については、これを弔慰金受給権者とみなし、特別弔慰金の支給対象とすることとしています。

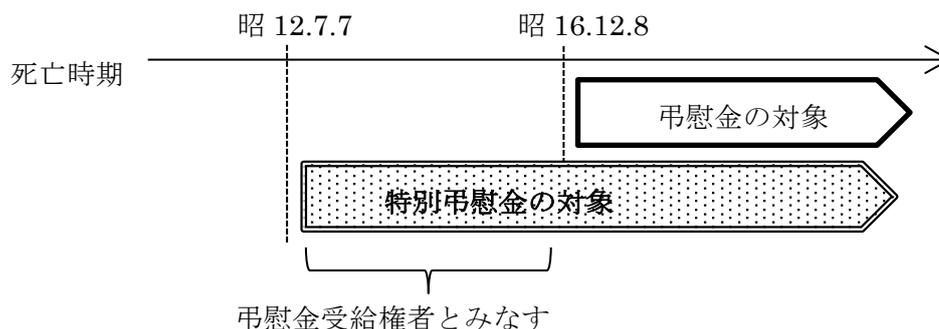
特別弔慰金に関して、「弔慰金受給権者」という場合には、次の（１）から（３）の弔慰金受給権者とみなされる者も含まれます。今後、本書においてもこの用法に従います。

(1) 日華事変間の戦没者等の遺族

昭和 12 年 7 月 7 日以後昭和 16 年 12 月 7 日まで（日華事変間）に公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより昭和 16 年 12 月 7 日までに死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族です。（戦没者等の死亡が昭和 16 年 12 月 8 日以後であったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合です。）

弔慰金の権利取得日とみなされる日は、仮に戦没者等が昭和 16 年 12 月 8 日以後に死亡したならば弔慰金の受給権を取得する日です。（P18「弔慰金の権利取得日」参照）

昭和 12 年 7 月 7 日以後の受傷・り病の場合



(2) 満洲事変間の公務傷病による戦没者等（軍人のみ）の遺族

昭和6年9月18日以後昭和12年7月6日まで（満洲事変間）に公務上受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより死亡した援護法上の軍人の遺族です。（公務上受傷し、あるいは疾病にかかった時期が昭和12年7月7日以後であり、かつ、これにより死亡した時期が昭和16年12月8日以後であったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合は、）

弔慰金の権利取得日とみなされる日は、昭和27年4月1日（死亡年月日が、同日後の場合は死亡日）です。

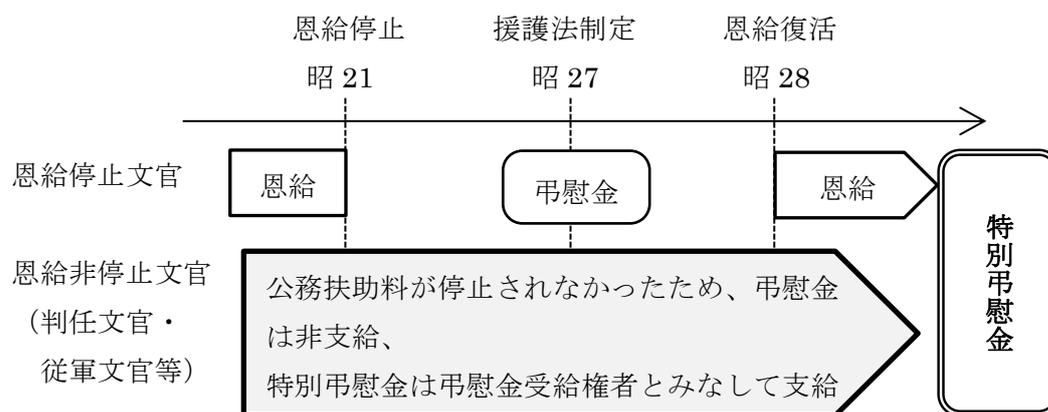
		死亡年月日		
		満洲事変間 (昭 6.9.18～ 昭 12.7.6)	日華事変間 (昭 12.7.7～ 昭 16.12.7)	太平洋戦争以降 (昭 16.12.8～)
受 傷 り 病 年 月 日	満洲事変間 (昭 6.9.18～昭 12.7.6)	みなし(2) 援護法上の軍人のみ		
	日華事変間 (昭 12.7.7～昭 16.12.7)	—	みなし(1)	弔慰金支給
	太平洋戦争以降 (昭 16.12.8～)	—	—	弔慰金支給

(3) 陸海軍部内の高等文官・判任文官、従軍文官の遺族

旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）により軍人恩給が停止された際に、その停止の対象にならなかった陸海軍部内の高等文官・判任文官、従軍文官の遺族のうち、当時公務扶助料を受給していた遺族がいたことにより弔慰金の支給対象とならなかった遺族です。（軍人恩給停止当時に公務扶助料を受給していた遺族がいなかったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合は、）

弔慰金の権利取得日とみなされる日は、昭和27年4月1日（死亡年月日が、同日後の場合は死亡日）です。

※ 戦後の昭和21年2月1日から昭和28年7月31日までの間軍人恩給が停止されましたが、陸海軍部内の高等文官・判任文官や従軍文官の中には軍人と異なり、停止の対象にはならない文官が存在しました。そのため、遺族の中に公務扶助料の受給要件を満たす配偶者や父母等がいた場合には、これらの者が軍人恩給停止期間中においても公務扶助料を停止されることなく、受給し続けることができました。援護法は、恩給停止の対象にならなかった判任文官等の遺族のうちに公務扶助料を受給していた者がいた場合には、弔慰金の支給対象とはしないこととしていました。



(4) 弔慰金受給権者とみなされる者の申立書・資料の確認

(1) から (3) の弔慰金受給権者とみなされる者のうち、遺族が過去に特別弔慰金を受給している場合は、戦没者等としての認定資料は不要です。しかし、その死亡者に関してこれまで一度も特別弔慰金や公務扶助料等を裁定されたことのない遺族からの請求があった場合には、次のような申立書や資料が必要になります (P25「4 戦没者等の身分、死因の公務性の確認方法」参照)。

ア 日華事変間、満洲事変間の戦没者等の遺族の確認資料

- 戦没者等の身分に関する資料
- 死亡の原因に関する資料

イ 恩給が停止されなかった陸海軍の高等文官・判任文官、従軍文官の遺族の確認資料
公務扶助料等の受給者がいたことを証する資料 (証書、支給通知書又は裁定通知書等の写し)

※ これが得られない場合は、現況申立書の「遺族の令和2年3月31日までの状況」欄に、公務扶助料の受給期間の申立をしてください。

4 戦没者等の身分、死因の公務性の確認方法

(1) 過去に戦没者等の身分、死因について確認されている場合

次の場合については、改めて確認する必要はありません。

- 過去に弔慰金又は特別弔慰金を受給した遺族がいたことが確認できる場合
※ ただし、特別弔慰金を受給したことに疑義が生じた場合は確認する必要があります。
- 弔慰金受給権者とみなされる遺族、あるいはその転給遺族による請求の場合で、過去に「公務扶助料」、「特例扶助料」又は「公務傷病、勤務関連傷病による死亡を理由とする遺族年金・遺族給与金」を受給していた遺族がいることが確認できる場合
※ 弔慰金の受給権に疑義が生じた場合は、保管資料の内容、疑問点、疑問の理由等を明らかにして、文書により厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に照会してください。

(2) 戦没者等の身分・死因の公務性の確認方法

① 都道府県等の保管資料及び請求者の提出資料による確認

都道府県、市区町村の保管資料及び請求者の提出資料により、身分及び死因の公務性について確認します。具体的な資料については「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」(P340～351)〔各種立証資料一覧〕を参照してください。

遺族が保管していると思われる資料の例	軍隊手帳、写真、手帳、日記、通信文、弔辞、香典帳、碑文又は墓碑の写真、復員証明書、死亡証明書、徴用令書、賜金国庫債券等
市区町村が保管していると思われる資料の例	遺族台帳、死亡診断書（法務局移管）、在郷軍人名簿、兵事記録、市町村史、市町村葬記録等

② 都道府県等の保管資料では事実確認ができない場合

①で事実確認できない場合は、元の陸軍又は海軍関係の資料を保管している厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室に対し、援護・業務課給付係から照会します。目的を明確にし、関係資料の写しを添付して援護・業務課給付係に照会してください。なお、請求者に直接資料をとらせることは無用な混乱を招くことになるので、必要な資料の取得は、裁定都道府県において行ってください。

③ 都道府県で調査した結果、判定が困難な場合

都道府県において調査した結果、身分や死因の公務性等についての判定が困難な場合は、問題点に関する資料の写し、調査経緯等を明らかにした文書により、厚生労働省社会・援護局援護・業務課給付係に照会してください。

問 10 弔慰金の受給者と弔慰金受給権者

保管資料により弔慰金の裁定状況を調査・確認していたところ、戦没者死亡時に父母と妻は死亡しており、戦没者の弟 A が受給していました。戦没者死亡当時の遺族は、弟 A、遺族外婚姻をした妹 B 及び遺族外養子になっている子 C がいます。弟 A と妹 B は弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていません。その後、平成 30 年に弟 A が死亡し、基準日時点で妹 B と子 C が存命している場合、特別弔慰金の受給権者は誰でしょうか。

答

弔慰金の権利の裁定を受ける者は基本的に一人ですが、弔慰金受給権者は一人とは限りません。本件の場合、弔慰金受給権者は第 6 順位の兄弟姉妹となるため、弟 A 及び妹 B です。また、戦没者の子 C は遺族外養子となっているため、第 2 順位から除かれた第 7 順位となります。

従って、特別弔慰金の支給順位の第 1 順位である弔慰金受給権者のうち、基準日時点で存命の妹 B が特別弔慰金受給権者となります。

問 11 「弔慰金」を相続人として受けた者

弔慰金を受けるべき遺族が死亡したため、自己の名でこれを受給した相続人がいます。この相続人は「弔慰金受給権者」に該当するのでしょうか。

答

弔慰金受給権者の相続人として弔慰金を受けた者は、「弔慰金受給権者」には該当しません。この場合は、弔慰金の請求権を単に財産権として相続したにすぎないからです。

問 12 先順位者の生死不明を理由として弔慰金を受けた次順位者

弔慰金を受けるべき遺族が生死不明であったために、その次順位者が「弔慰金」を受けたケースがあります。しかし、その後生死不明であった者の生存が判明しました。この場合、どちらが「弔慰金受給権者」に該当するのでしょうか。

答

この場合は、実際に「弔慰金」を受けた者が「弔慰金受給権者」となります。

援護法第 36 条第 2 項では、弔慰金を受けるべき遺族が一定期間以上生死不明である場合で、同順位者がいないときは、次順位者を「弔慰金を受けるべき遺族」とみなすと規定しています。

本件の場合には、この規定により次順位者であった者が「弔慰金を受けるべき遺族」であるとみなされて弔慰金が支給されたものですから、その後たとえ生死不明であった者の生存が判明したとしても、実際に弔慰金を受けた次順位者が弔慰金受給権者となり、従ってこの者が特別弔慰金の支給について第一順位となります。

問 13 同一の戦没者等について、二人の遺族が異なる弔慰金を受給していた場合

一人の戦没者等について、二人の遺族が、それぞれ異なる弔慰金を受給していました。弔慰金は最先順位の遺族にのみ権利の裁定がなされているはずなのにどうしてこんなことがあるのでしょうか。

また、どう扱ったらよいのでしょうか。

答

過去に「準軍属」として 3 万円の弔慰金の支給対象となった戦没者等の遺族が、後日の援護法の改正により「軍属」として 5 万円の弔慰金の支給対象となり、差額の 2 万円の弔慰金が遺族に追給されたことがあります。

設問のケースの場合は、最初の 3 万円の弔慰金を受給された遺族の方が弔慰金を受給できない何らかの事由に該当したか、あるいは弔慰金の支給順位が下がったため、その後 2 万円の弔慰金が他の遺族に支給されたものと考えられます。

この場合、どちらの遺族も権利者として弔慰金を受給したわけですから、いずれも「弔慰金受給権者」に該当しますので、他に失格事由等がなければ、ともに「同順位者」として特別弔慰金の受給権を有することになります。

問 14 戸籍に「戦死」、「戦病死」、「戦傷死」とある場合、戦没者叙勲を受けている場合

戦没者等の除籍時の戸籍謄本に「戦死」とありましたが、これをもって公務死と認めてよいですか。「戦病死」とある場合や、戦没者叙勲を受けている場合はどうですか。

答

戸籍書類には、当時の連隊区司令部等からの公報により「戦死」、「戦病死」、「戦傷死」と記載されていることがあります。これらの公報等によりこのような記載がされている場合には、原則としてその死亡を公務死として取り扱って差し支えありません。

戦没者叙勲の場合には、軍人軍属等としての「在職中の功績」、言い換えれば、生存中の功績を顕彰する趣旨のものであって、必ずしもその者の死亡が公務死、あるいは勤務関連死したことを意味するものではありません。従って戦没者叙勲を受けたからと言って公務死と判定することはできないため、死因については他の資料により確認する必要があります。

問 15 弔慰金受給権者の養子縁組

弔慰金受給権を取得した遺族、例えば戦没者等の兄弟姉妹が、戦没者等死亡後遺族以外の者の養子になった場合、養子に行かなかった兄弟姉妹よりも後順位者となるのでしょうか。それとも、同順位者として特別弔慰金の受給権を有するのでしょうか。

答

弔慰金の受給権取得日以後遺族以外の者の養子になったとしても特別弔慰金の順位は下がりにません。従って設問の場合には同順位者となり、特別弔慰金の受給権を有することとなります。

しかし、弔慰金受給権者ではなく「転給遺族」である兄弟姉妹等の場合には、戦没者等の死亡後養子縁組したことにより基準日において遺族以外の者の養子となっていると、養子縁組をしなかった者よりも特別弔慰金の順位が下がります。この点について間違えないように注意が必要です。(P29～「第3 転給遺族への支給」の説明を参照してください。)

第3 転給遺族への支給

1 転給遺族と転給事由

特別弔慰金の支給対象遺族は、援護法による「弔慰金受給権者」です。

しかし、弔慰金受給権者が、基準日である令和2年4月1日において死亡等の下記の事由に該当している場合には、戦没者等の死亡当時における遺族のうち、規定により他の遺族に特別弔慰金が支給されます。これを「転給」といい、転給により特別弔慰金を受ける権利を取得した者を「転給遺族」といいます。(P16 参照)

弔慰金受給権者に係る転給事由は次の4つです。

- ① 基準日において死亡しているとき。
- ② 基準日に日本の国籍を有していないとき。
- ③ 基準日において離縁により、戦没者等との親族関係が終了しているとき。
- ④ 戦没者等死亡後基準日までの間に「遺族以外の者」と再婚をした配偶者であって、次の事由のいずれかに該当するとき。
 - ・その婚姻が「弔慰金」の受給権を取得する前の事実婚であって、弔慰金の受給権を取得した当時、他の遺族（戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれか）がいた場合
 - ・その婚姻が「弔慰金」の受給権を取得した後の事実婚であるもの
 - ・その婚姻が「弔慰金」の受給権を取得した後の氏を改める法律婚（改氏婚）であるもの
 - ・その婚姻が実家に復籍（復氏）した後の、氏を改めない法律婚（事実婚を含む）であるもの

(1) 日本国籍を有すること

特別弔慰金を受けるためには、基準日において日本国籍を有していることが条件となります。この判定は、戸籍書類により行います。

問 16 日本国籍を失った者が、再び日本国籍を取得した場合

弔慰金受給権取得後に日本国籍を失い、その後再び日本国籍を取得した者がいます。この場合、特別弔慰金の対象者となり得ますか。

答

判定の基準日は、第十一回特別弔慰金においては令和2年4月1日ですので、同日に日本国籍を有している（前日までに取得している）場合には、特別弔慰金の対象者となり得ますし、そうでない場合には対象者となりません。

(2) 離縁による親族関係終了

特別弔慰金を受けるためには、基準日において離縁により戦没者等との親族関係が終了していないことが条件となります。

例えば、戦没者等の生前に戦没者等の父母と養子縁組をした者は、養子縁組をした日から戦没者等の兄弟姉妹となりますが、戦没者等死亡後にこの養子縁組を解消（離縁）していないことが条件になります。

この判定は、戸籍書類により行います。

養子縁組を行うと、当事者の一方が死亡しても親族関係は解消しません。例えば、養父母がともに死亡したとしても、養子と養親の血族との親族関係は消滅しません。養子縁組は離縁によってのみ解消します。

【注意事項】

離縁をした場合には、戦没者等との親族関係がなくなります。

離縁とは、養子縁組の解消をいいます。

なお、戦没者等死亡後、戦没者等の配偶者が実家に復籍した場合は、離縁には当たらないため、親族関係は終了しません。

問 17 養子縁組の効果

養子縁組をすると養親子関係が生じることは分かりますが、その他の親族との関係はどうなるのでしょうか。

答

養子縁組をすると、縁組をした日から「養子」と「養親」、「養子」と「養親の血族」との間に、自然血族間におけるのと同じの親族関係が生じます。

養子が離縁した場合には、離縁した養子自身は養父母側の親族とは親族関係がなくなりますが、養子の直系卑属に関しては旧民法下と新民法下では次のように取扱いが異なりますので、注意が必要です。

- 旧民法

養子縁組をした後に出生した子等については、その家にとどまれば、その出生した子と元の「養親」との親族関係が継続します。

旧民法が有効だったのは、昭和 22 年 5 月 2 日までです。（昭和 22 年 5 月 3 日、日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（昭和 22 年法律第 74 号）の施行により旧民法に基づく親族等に関する規定は適用されないことになりました。）

- 新民法

「養子」と「養親」が離縁すれば、すべての親族関係が消滅します。

2 転給遺族の範囲と順位

(1) 転給遺族の範囲

転給遺族は、戦没者等の死亡当時における戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び戦没者等の死亡の日まで引き続く1年以上戦没者等と生計関係を有していた三親等内の親族です。特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これらの親族のうち、(2)の①から④の順序による最先順位の者になされます。(その方と同順位の者がある場合は、その裁定をもって全員に対してしたものとみなされます。)

ただし、次の事項に該当している遺族は除かれます。

- ・基準日において死亡しているとき(元々いないとき)。
- ・基準日において日本の国籍を有していないとき。
- ・基準日において、離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき。

なお、特別弔慰金も弔慰金同様に、受給権者は一人とは限りません。例えば、戦没者等の複数の子が同順位者として受給権を取得している場合があります。

(2) 転給遺族の順位 (P16 参照)

- ① 戦没者等の「子」(「子」に限り胎児も含まれます。)
- ② 戦没者等の「父母」、「孫」、「祖父母」、次いで「兄弟姉妹」の順による最先順位者
ただし、つぎの事由のいずれかに該当する者はこの順位ではなく、③の順位となります。
 - 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係がなかった者
 - 戦没者等の死亡後に養子縁組をしたことにより基準日において遺族以外の者の養子となっている者
 - 戦没者等の死亡後に遺族以外の者と改氏婚、あるいは事実婚をした者で、
 - ・その後その婚姻の解消又は取消をしていないもの
 - ・あるいは、解消又は取消はしたが、その後その者が戦没者等の死亡の当時自身が称していた氏に復していないもの
- ③ 上記②の順位から除かれた「父母」、「孫」、「祖父母」、次いで「兄弟姉妹」の順序による先順位者
- ④ 戦没者等の死亡の当時まで1年以上生計を有していた三親等内の親族のうち、「戦没者等の葬祭を行った者」、「戦没者等の葬祭を行わなかった者」の順による先順位者

第4 遺族の要件

1 配偶者

配偶者とは、戦没者等の死亡当時の配偶者（事実上婚姻関係にあった者を含む。）です。

戦没者等の死亡後、基準日までに再婚をしなかった配偶者の場合は、特別弔慰金の受給権を有しません。なぜなら、再婚をしなかった配偶者は、基準日において公務扶助料等の年金給付を受ける権利を有しているはずだからです。

従って、特別弔慰金の対象者となり得る配偶者とは、基準日までに再婚をしたことにより、年金給付の受給権を有していない者に限られます。

(1) 配偶者の受給要件

配偶者の受給要件は、以下のようになります。

- ① 「弔慰金受給権者」であること。
- ② 基準日に日本国籍を有していること。
- ③ 次の事由に該当していないこと。

- ・戦没者等の死亡後、弔慰金の受給権取得時までに遺族以外の者と事実婚をし、かつ、弔慰金の受給権取得時に他に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいた場合
- ・弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と事実婚をした場合
- ・弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と法律婚（改氏婚）をした場合

★ この場合の「遺族」は、P17【注意事項】を参照。

(2) 配偶者の特例（戦没者等の父母の養子との再婚）

基本的な判定要領は、他の遺族の場合と同じですが、配偶者の場合には一般の遺族と次の点が異なりますので、注意が必要です。

戦没者等の死亡後、新民法下において、その妻が戦没者等の父母の養子となった者と相手の氏を称する婚姻をした場合、新民法下の婚姻で、かつ、相手の氏を称する婚姻ですから本来であればこれは「改氏婚」に当たります。

しかし、本件のような事例の場合、一般に配偶者が遺族と再婚をした場合や氏を改めない婚姻をした場合と同様に、精神的にも、また実生活上においても、戦没者等との間に依然として強いつながりを有していたと考えられます。さらには、他の遺族であればそれが改氏婚であったとしても順位が繰り下がるだけですが、配偶者の場合には全く対象外となってしまいます。

このような事情から、特別弔慰金制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の父母の養子となった者と相手の氏を称する婚姻をしたとしても、妻が戦没者等と同じ氏を称していた場合であれば、これを「非改氏婚」として解釈・運用することとしています。

★旧民法下であれば、家が変わりませんので、そもそも「非改氏婚」となります。

ただし、次の例の場合には、妻が相手の氏を称する婚姻をした当時、戦没者等と同じ氏を称していなかったこととなりますので、この解釈・運用の対象とはなりません。

- ・その婚姻当時、妻が実家に復籍をしていた場合
- ・その婚姻当時、妻が実父母の養子となっていた場合

(3) 配偶者と戦没者等とが事実婚関係にあったことの確認方法

配偶者と戦没者等とが事実婚関係にあったことの確認方法は次によります。

- ① 過去に、弔慰金又は特別弔慰金を受給したことがある者の場合、改めての確認は不要です。(何か疑義がある場合を除く。)
- ② 過去に弔慰金及び特別弔慰金を受給していない者の場合、通信文その他、遺族が保有する事実婚を証明する資料の提出を求めて確認してください。(P74、75 参照)

(4) 戦没者等の死亡後に配偶者が事実婚をしたことの確認方法

戦没者等の死亡後に、配偶者が事実婚をしたかどうかの確認方法は次によります。

配偶者自身が請求する場合	初めて特別弔慰金を請求してきた配偶者の場合	<p>戦没者等の死亡後、弔慰金の受給権取得前に遺族以外の者と事実婚をした配偶者が請求する場合には、弔慰金の受給権取得当時、他に戦没者等に近い遺族がいなかったことを確認する必要があります。</p> <p>弔慰金裁定時の資料により、事実婚の相手方、他の遺族の状況等を確認します。</p> <p>その後基準日までに事実婚をしていないかについては、特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）により確認します。（※住民票の写しによる確認は不要です。）</p>
	過去に特別弔慰金を受給したことがある配偶者の場合	その特別弔慰金の受給権を取得した後の事実婚の有無等について、特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）により確認します。
戦没者等の死亡後に配偶者が遺族以外の者と事実上の婚姻をしたとして、他の転給遺族が請求する場合	過去に転給遺族として配偶者以外の者が特別弔慰金を受給している場合	既に確認済であるため、これに関する審査を省略して差し支えありません。
	上記以外の場合	配偶者自身の申立書等により、戦没者等の死亡後に配偶者が遺族以外の者と事実上の婚姻をし、そのため他の遺族に転給すべき事由に該当していることを確認します。

戦没者等の配偶者に係る受給権の得失

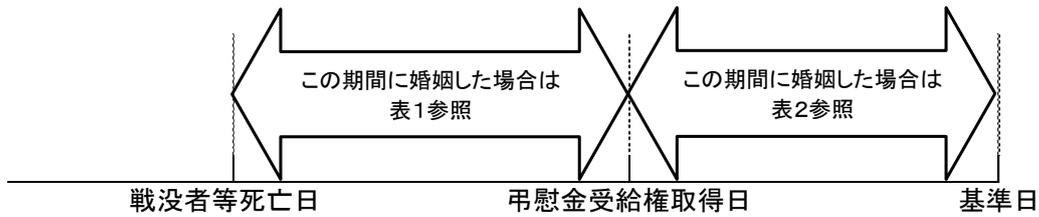


表1

戦没者等の死亡後の状況	援護法(第36条) 弔慰金	特弔法(第2条第1項) 特別弔慰金
遺族内事実婚	○	○
遺族内法律婚	○	○
遺族以外事実婚	弔慰金受給権取得時に他に子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	いた場合 ○ 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹がいなくなっても ×
	いない場合 ○	○
遺族以外法律婚(非改氏婚)	○	○
遺族以外法律婚(改氏婚)	弔慰金受給権取得時に他に子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹	いた場合 × 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹がいなくなっても ×
	いない場合 ○	○

表2

弔慰金受給権取得後の状況	特別弔慰金
遺族内婚姻	○
遺族以外法律婚(非改氏婚)	○
遺族以外法律婚(改氏婚)	婚姻解消でも ×
遺族以外事実婚	事実婚解消でも ×

○は権利取得、×は権利なしを示す

問 18 再婚が複数回ある場合

再婚が複数回ある場合、配偶者の権利の判定は、どのように考えたらよいでしょうか。

答

それぞれの再婚について個別に見た場合に、いずれの再婚も特別弔慰金の受給要件を満たす場合には、特別弔慰金の権利を取得することとなります。逆に、一つでも特別弔慰金の受給要件を満たさないものがある場合には、特別弔慰金の権利を取得することはできません。

例えば、弔慰金の受給権取得前に遺族と改氏婚を行い、弔慰金の受給権取得後遺族以外の者と非改氏婚をした場合には、いずれの場合も特別弔慰金の受給権の取得の障害とはなりませんので、その配偶者は特別弔慰金の受給権を有することとなります。

また、弔慰金の受給権取得前に遺族以外の者と非改氏婚をし、弔慰金の受給権取得後に遺族以外の者と改氏婚をした場合には、後者の婚姻のためにその配偶者は特別弔慰金の受給権を取得できないこととなります。

問 19 同一人の相手と事実婚後に法律婚した場合

戦没者等の氏を称していた配偶者が遺族以外の者と事実婚し、その後同一人と相手の氏を称する婚姻の届出をした場合、あるいは氏を改めない婚姻をした場合の権利の判定はどのように考えたらよいでしょうか。

答

同一人の相手と婚姻形態が事実婚から法律婚に変わった場合には、複数の相手方との婚期の場合とは異なり、これを別々の二つの婚姻があったとしてとらえるのではなく、一つの婚姻としてとらえるべきであると考えられます。

例えば事実婚期間が相当程度長い場合には、この婚姻を事実婚としてとらえ、その後の婚姻の届出は事情変更による事実婚の補完行為と解するのが自然と考えられます。その一方で、例えば双方が法律婚をする意思の合意のもとに挙式し、その後間もなく婚姻の届出を行ったような場合には、これを事実婚としてとらえるのではなく、単に届出が遅延した法律婚と解するのが自然です。

特別弔慰金の受給権の判定は、このような事情を踏まえながら行うこととなります。

具体的には、事実婚と婚姻届出の時期により、次のケースに分けて考えます。

- ① 事実婚も婚姻届出も、弔慰金の受給権取得前の場合
- ② 事実婚と婚姻届出が、弔慰金の受給権取得の前後に分かれる場合
- ③ 事実婚も婚姻届出も、弔慰金の受給権取得後の場合

以下、それぞれの場合ごとに説明します。

① 事実婚も婚姻届出も、弔慰金の受給権取得前の場合

この場合は、この婚姻を「事実婚」として見れば特別弔慰金の受給権がなく、一方これを「非改氏婚」として見れば特別弔慰金の受給権を取得することとなるため、弔慰金の受給権取得時に他に遺族がいた場合で、非改氏婚の届出をした場合が問題になります。

この場合、この婚姻を「事実婚」として見るか、それとも「非改氏婚」として見るかは、その後なされた婚姻届出が社会通念上単に届出が遅延したと言える程度の範囲内のものであるかどうかで判断されることとなります。

その結果、単に届出が遅延した法律婚として判断されるものであれば、これを非改氏婚と解し特別弔慰金を支給することとなります。また、逆に事実婚と解されるものであれば特別弔慰金は支給されないこととなります。

なお、この判断基準は一律にどの程度の期間であればよいという類の性質のものではなく、その地方の風習や個々のケースの事情を勘案しながら、個別に判断されるべきものと考えられます。

なお、弔慰金の受給権取得時に他に遺族がいた場合には、その後「改氏婚」をしたとしても、あるいは「事実婚」としたとしても、特別弔慰金の受給権は生じません。逆に、弔慰金の受給権取得時に他に遺族がいなかった場合には、その後改氏婚の届出をしても、あるいは「非改氏婚」の届出をしても特別弔慰金の受給権を有することとなります。

② 事実婚と婚姻届出が、弔慰金の受給権取得の前後に分かれる場合

この場合、原則は前述のとおりですが、援護法による弔慰金の受給権の判断が既になされていることから、特に疑義のない限りこれを事実婚として解します。従って弔慰金の受給権取得時に他に遺族がいなければ特別弔慰金の受給権を有しますし、逆に遺族がいれば特別弔慰金の受給権を有しません。

③ 事実婚も婚姻届出も、弔慰金の受給権取得後の場合

この場合は、その後非改氏婚の届出をした場合が問題になります。これを「事実婚」として見れば特別弔慰金の受給権がなく、一方これを「非改氏婚」として見れば特別弔慰金の受給権を取得することとなるからです。

この場合においても、この婚姻を「事実婚」として見るか、それとも「非改氏婚」として見るかは、その後なされた婚姻届出が社会通念上単に届出が遅延したと言える程度の範囲内のものであるかどうかで判断されることとなります。なお、その後改氏婚の届出をした場合には、特別弔慰金の対象にはなりません。

2 子

子とは、戦没者等の実子、養子、継子、庶子です。

- 養子として特別弔慰金を請求する場合は、令和2年4月1日において、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないことが必要です。
- 継子、庶子として特別弔慰金を請求する場合は、戦没者等の死亡が日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律（昭和22年法律第74号）の施行日（昭和22年5月3日）前であることが必要です。
- 戦没者等の死亡当時、胎児であった子も含まれます。
- 母が戦没者等である場合、その私生子も対象となります。
- 子よりも先順位となる者は、弔慰金受給権者に限られます。

※ 継子、庶子、私生子は、旧民法下における子の名称です。

問 20 養子に行った子の受給権

戦没者等の死亡後養子に行った子の特別弔慰金の受給権はどうなるのでしょうか。

答

戦没者等の子については、戦没者等の死亡後他へ養子に行ったとしても、「弔慰金受給権者」である子同士の間、あるいは転給遺族である子同士の間では特別弔慰金の受給権への影響はありません。つまり、他へ養子に行ったことを理由として特別弔慰金の受給権を失ったり、その中で順位が下がったりすることはありません。

これは、戦没者等の養子であった者が離縁することなく他へ養子に行った場合であっても変わりません。

- ★ ただし、「弔慰金」の受給権について言えば、戦没者等の死亡後他へ養子に行った子はそうでない子に比べて弔慰金の支給順位が下がってしまいます。従って養子に行かなかった子が他にいれば、その者が弔慰金受給権者となりますので、結果的に養子に行った者が特別弔慰金の受給権者にならない場合があります。

問 21 嫡出子、私生子、庶子、継子

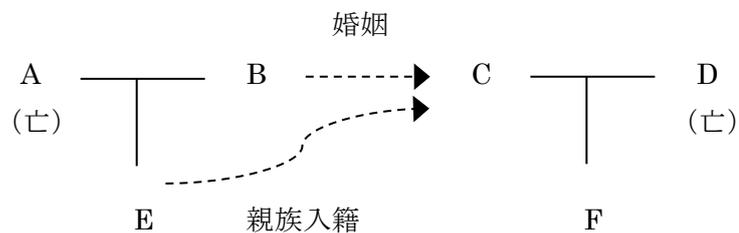
旧民法下における継子とか庶子、私生子とは、何でしょうか。

答

- ① 嫡出子（ちやくしゅつし）とは、父母の間に法律上の婚姻関係がある場合の子を指します。
- ② 私生子（しせいし）とは、父母の間に法律上の婚姻関係がない場合の子を指します。私生子の場合、父との間に親族関係はありません。
- ③ 庶子（しよし）とは、父が認知した私生子を指します。認知により父との間に法律上の親子関係が生じます。なお、「庶子」とは父に対する名称であり、実母に対しては私生子となります。庶子を有する者と婚姻した妻がその庶子と家と同じくする場合には、その妻と庶子との間に「嫡母（ちやくぼ）」と「庶子」の関係が生じます。
- ④ 自分の親の配偶者を「継親（けいしん）」といいます。その継親から見て、自分が「継子（けいし）」となります。

※ 継子、庶子、私生子は、旧民法下における子の名称です。

継親子関係



旧民法下では、BとCの婚姻とともにEがCの戸籍に親族入籍した場合、EとCは継親子関係にあるといいます。また、同時にBとFの間にも継親子関係が生じます。ただし、EとFの間は兄弟姉妹関係は生じません。

継親子関係については、以下の点に注意する必要があります。

- この場合の「自分の親」とは、実親、養親、あるいは継親です。
- この場合の自分の親の「配偶者」とは、自分の親と法律上の婚姻をしている者をいいます。事実婚関係にある配偶者は継親にはなりません。
- 継子となり得る子は、嫡出子と庶子です。私生子は継子となりません。（認知された子を連れた母が再婚しても、母にとっては私生子になるので、再婚相手とは継親子関係は生じません。）

- 家（戸籍）が同じ場合にのみ継親子関係が生じます。
- 自分の親が継親であってもその配偶者が継親となるため、再継親子関係も成立することになります。言い換えれば、親の配偶者の配偶者も継親となります。（実親が亡くなり、その配偶者が後添えを迎えた場合等にこういった事態が起こりえます。）
- 継父母と継子の間にのみ、親子関係が生じます。（例えば、継父母の父母が祖父母となることや、継父母の実子が兄弟姉妹になることはありません。）
- 継親子関係が生じた後に生まれた継子の子と、継父母とは、親族関係が生じます。（祖父母と孫になります。）また、継父母が継子の家においてもうけた実子と継子は兄弟姉妹になります。
- 継親が離婚すると継親子関係は消滅します。

3 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とは、次のとおりです。

- 父母とは、実父母、養父母、継父母、嫡母をいいます。
- 孫とは、自分の子（実子、養子、あるいは継子）の子（実子、養子、あるいは継子）をいいます。
 - ※ 養子縁組後に出生又は養子縁組した孫に限られます。
- 祖父母とは、自分の父母（実父母、養父母、あるいは継父母）の父母（実父母、養父母、あるいは継父母）をいいます。
 - ※ 戦没者等と父母との親族関係が父母と祖父母との親族関係発生後に生じている場合に限られます。
- 兄弟姉妹とは、少なくとも父母（実父母、養父母、あるいは継父母）の一方を同じくする者をいいます。
 - ※ 父母が継父母である場合には、その継父母の子とは兄弟姉妹とならない場合があります。

なお、継親子関係、嫡母庶子関係が有効であるのは、旧民法が施行されていた昭和 22 年 5 月 2 日までですので、戦没者等の死亡が昭和 22 年 5 月 3 日以後であれば戦没者等の死亡時点においてこれらの関係は成立しません。

(1) 「父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」の支給順位を決定する事由

① 戦没者等の死亡当時の生計関係

戦没者等が出征していなければ、戦没者等と生計関係を有していたと推定される状態にない場合は、後順位となります。

例えば、父母と同居していた戦没者等が出征し死亡した場合で、戦没者等の死亡時に戦没者等の父母と同居していた兄弟姉妹は、「戦没者等と生計関係を有している」とみなされます。

「生計関係を有する」とは、一般的に同居し、かつ、同一の経済（家計）によって生活をしている状態をいい、戦没者等の出征前に戦没者等と次の関係にあった遺族も生計関係を有していたものとみなされます。

- 戦没者等が、仕送りによって遺族の主たる生計を担っている場合
- 遺族が、仕送りによって戦没者等の主たる生計を担っている場合

生計関係の有無に関する判定は、以下の点に留意しながら、現況申立書と戸籍書類により総合的に確認してください。

- ・戦没者等の死亡当時戸籍が同一であった者

とくに疑義がなければ、そのままの資料で判定して差し支えありません。（疑義が生じる場合は、下記と同様に審査してください。）

- ・戦没者等の死亡当時戸籍を異にしていた者

生計関係申立書（参考様式 1）及び立証資料（P74、75 参照）の提出を求めて判定してください。

② 支給順位に関わる身分行為

遺族以外の者との養子縁組

基準日において、遺族以外の者と戸籍上の養子縁組関係にある場合は、後順位となります。

なお、戦没者等の死亡前に届出がされた養子縁組であれば、基準日において遺族以外の者の養子になっていても、特別弔慰金の支給順位表（P16）の第3～6順位に該当します。

ただし、戦没時の生計関係等他の支給要件を満たしていることが必要です。

遺族以外の者との婚姻（改氏婚、非改氏婚）

戦没者等の死亡後における婚姻が改氏婚か非改氏婚かを判定する場合、婚姻の時期が旧民法下のものか、新民法下のものかという点は、重要なポイントとなります。（旧民法が有効なのは昭和22年5月2日までです。）

旧民法	「氏」とは「家名」です。個人の苗字ではありません。一家には一籍（戸籍）があり一人の戸主がいます。婚姻しても新しい戸籍が編製されず、分家等によって新しい家が創立されたときに新しい戸籍が編製されます。		
	「氏」とは「家名」のことですから、婚姻によりその者の属する「家」が変われば改氏婚、変わらなければ非改氏婚ということになります。		
	妻が夫の家に入る形の婚姻の場合	夫：非改氏婚 妻：改氏婚	妻は夫の家の氏を称します。
新民法	入夫婚姻の場合	妻：非改氏婚 夫：改氏婚	夫は妻の父母とは養子縁組を行わずに、妻の家に入る形で婚姻をします。 夫はその家の戸主となるのが通例でした。
	婿養子縁組婚姻の場合	妻：非改氏婚 夫：改氏婚	夫が妻の父母と養子縁組を行うと同時に婚姻をします。 夫は妻の家に入り妻の家の氏を称します。
新民法	「氏」とは、戸籍ごとの「個人の姓」を指します。つまり、各人の苗字です。結婚をすると夫婦のどちらかの姓を称することになり、新しい戸籍が編製されます。		
	相手の氏（姓）を称した者の婚姻が改氏婚で、自分の氏（姓）を称した者の婚姻が非改氏婚となります。		

戦没者等の死亡の当時称していた氏への復氏

特用法第2条の2第1項第4号の「死亡した者の死亡の当時称していた氏」に復するとは、戦没者等が死亡したときに「戦没者等が称していた氏」ではなく、「遺族自身が称していた氏」に復することを指します。逆に、その「遺族自身が称していた氏」にではなく、何かの理由で「戦没者等が称していた氏」に復しているケースがあったとしたら、それはここで要件としている「復氏」をしたことにはなりません。これは間違えやすいので注意してください。

事実上の婚姻

事実上の婚姻の判定は、ケースにより異なります。

その事実婚がなかったとしても最先順位となる遺族からの請求である場合は、「現況申立書」の記載内容により確認します。

しかし、その事実婚がなかったとすれば後順位者となるはずの遺族からの請求である場合（例えば、戦没者の遺族が「改氏婚をした姉」と「事実婚をした妹」の二人しかおらず、「改氏婚をした姉」から請求する場合は、事実婚をしたとされている者の順位が確かに落ちていることを確認するために、その事実婚を確認できる資料（事実婚をした者自身の申立書等）の提出を求めて確認します。（P74、75 生計関係等を立証する資料 参照）

なお、配偶者の事実婚については、P34～36を参照してください。

問 22 「氏」と「改氏婚」

次のような婚姻は改氏婚でしょうか。それとも非改氏婚でしょうか。

- ① 婚姻の相手方がたまたま同姓者であった場合
- ② 戦没者等の死亡後、戦没者等の父母や祖父母の養子となった者と旧民法下において婚姻した者の場合
- ③ 同様の者と、新民法下において相手の氏を称する婚姻をした者の場合
- ④ 戦没者等の死亡後、実家に復籍した妻が妻の氏を称する婚姻をした場合

答

- ① 婚姻の相手方が偶然にも同姓者であった場合の例

個人の姓を問題にしていることから、これは新民法下の問題です。たとえ相手の方がたまたま同姓者であったとしても、相手の氏を名乗るのであれば改氏婚、自分の氏を名乗るのであれば非改氏婚となります。

- ② 戦没者等の死亡後、戦没者等の父母や祖父母の養子となった者と旧民法下において婚姻した者の場合の例

判断のポイントは一つ、「属する家が変わったかどうか」です。